

# 監 査 報 告 書

平成30年5月22日

学校法人 聖徳学園

理事長 杉山 元彦 様

学校法人 聖徳学園

監 事 水野 雄二 

監 事 小森 信雄 

私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人聖徳学園寄附行為第15条の規定に基づき、学校法人聖徳学園の平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日）の学校法人の業務の状況及び財産状況について監査を行いましたので、以下のとおり報告します。

## 1 監査の方法の概要

理事会に出席し、理事、事務局長等から業務の執行状況を聴取するとともに関係書類を閲覧し、業務及び財産の状況を監査しました。また、会計監査人（有限責任あずさ監査法人）から監査状況の報告を受けるとともに、それらを参考として計算書類等につき検討を加えました。

## 2 監査の結果

- (1) 学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。
- (2) 学校法人の財産に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書は、財産の状況を適正に表示しているものと認めます。

以 上